

桑折町道路除雪活動支援要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地域住民グループ、企業、各種団体等で構成する団体（以下「地域住民グループ等」という。）または個人が実施主体となり、町道の歩道及び車道を除雪する場合に燃料等を支給して、除雪活動を支援し、町民との協働のまちづくりを進めることを目的とする。

(対象者)

第2条 支援対象者は、地域住民グループ等または個人（以下「支援対象者」という。）とする。

2 前項に規定する支援対象者には、個人所有の機械による除雪を行う者を含むものとする。

(対象路線)

第3条 除雪対象路線は町道とし、歩道除雪については、通行幅が概ね1 m以上の路線とする。

(支給品)

第4条 支給品は、燃料、融雪剤、その他町長が認めるものとする。

(支援申請)

第5条 支援を受けようとする支援対象者（以下「申請者」という。）は、申請書に除雪路線を明示した地図等を添付のうえ、町長へ提出するものとする。

(作業報告)

第6条 申請者は、作業実施後速やかに町に報告するものとする。

(支給)

第7条 前条の報告があった場合は、内容を精査し、支給品を支給するものとする。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成30年12月1日から施行する。